

火薬類許可申請の手引

令和4年7月

千葉県防災危機管理部産業保安課

目次

1	申請書の提出先	3
2	火薬類の製造	
(1)	申請フロー	4
(2)	製造の許可(法第3条)	6
(3)	製造施設等の変更の許可(法第10条第1項)	8
(4)	製造施設等の軽微な変更の届出(法第10条第2項)	9
(5)	製造施設等の完成検査(法第15条第1項、第2項)	10
(6)	製造の廃止(法第16条第1項)	11
(7)	製造の休止	12
3	火薬類の販売	
(1)	申請フロー	13
(2)	販売営業の許可(法第5条)(競技用紙雷管のみの販売を除く)	14
(3)	販売営業の許可(法第5条)(競技用紙雷管のみの販売)	16
(4)	販売営業の廃止(法第16条第1項)	18
(5)	販売営業の休止	19
4	火薬類の貯蔵	
(1)	申請フロー	20
(2)	火薬庫の設置許可、移転又は構造・設備の変更許可(法第12条第1項)	22
(3)	火薬庫の軽微な変更の届出(法第12条第2項)	24
(4)	火薬庫の完成検査(法第15条第1項、第2項)	25
(5)	火薬庫の廃止(法第16条第2項)	26
(6)	火薬庫の承継(法第12条の2第1項)	27
(7)	火薬庫外貯蔵の指示(法第11条ただし書き)	28
(8)	火薬庫外火薬類貯蔵場所の廃止	31
(9)	火薬庫所有等の義務に係るやむを得ない場合の許可(法第13条ただし書き)	32
(10)	火薬庫共同使用許可の廃止	34
(11)	火薬庫の休止	35
5	火薬類の譲渡・譲受	
(1)	譲渡の許可(法第17条第1項)	36
(2)	譲受の許可(法第17条第1項)	37
(3)	譲受の許可申請の特則(省令第90条の2)	38
(4)	譲渡・譲受許可証の書き換え(法第17条第7項)	40
(5)	譲渡・譲受許可証の再交付(法第17条第8項)	41
(6)	譲渡・譲受許可証の返納(法第17条第9項)	42
(7)	譲渡・譲受許可証継続交付	43
(8)	猟銃用火薬類等の特則(法第50条の2)	44
6	火薬類の輸入(法第24条第1項)	45
7	火薬類の消費	
(1)	煙火の消費許可(法第25条第1項)	46
(2)	火薬類の消費許可(法第25条第1項)(煙火を除く)	47
8	火薬類の廃棄(法第27条第1項)	49

9 保安関係	
(1) 危害予防規程の認可・変更認可（法第28条第1項）	50
(2) 軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更（法第28条第2項）	51
(3) 保安教育計画の認可・変更認可（法第29条第1項）	52
(4) 保安責任者等の選任・解任（法第30条、法第33条）	53
(5) 保安責任者免状の交付（法第31条第3項）	54
(6) 保安責任者免状の再交付（法第31条第7項）	55
(7) 保安責任者免状の書き換え（法第31条第7項）	56
(8) 保安検査（法第35条）	57
(9) 定期自主検査計画の届出・変更届出（法第35条の2第2項）	58
(10) 定期自主検査終了報告書（法第35条の2第3項）	59
(11) 安定度試験（法第36条）	60
(12) 帳簿（法第41条）	61
(13) 報告の徴収（法第42条）、立入検査等（法第43条）	62

10 報告等	
(1) 火薬類製造報告書（規則第81条の14第1号）	63
(2) 火薬類製造営業許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第2号）	64
(3) 火薬類販売報告書（規則第81条の14第4号）	65
(4) 火薬類販売営業許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第5号）	66
(5) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第7号）	67
(6) 火薬庫出納報告書（規則第81条の14第8号）	68
(7) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第9号）	69
(8) 火薬類消費許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第11号）	70
(9) 火薬類消費報告書（規則第81条の14第12号）	71
(10) 火薬類廃棄許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第14号）	72
(11) 相続、法人の合併など（規則第81条の14第15号）	73
(12) 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書などの記載事項変更等	74
(13) 火薬庫共同使用許可申請書の記載事項変更等	75
(14) 事故届等（法第46条）	76
(15) 適用除外（法第51条）	77

11 参考資料	
(1) 火薬類輸入許可申請の手引	
(2) 煙火消費許可申請の手引	
(3) 千葉県煙火消費許可要領	
(4) 千葉県煙火消費許可要領解釈運用集	
(5) 火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等	
(6) 火薬類取扱事業者及び猟銃等製造販売事業者への立入検査実施要綱（外部公開対象外）	
(7) 火薬類の譲渡、譲受及び消費についての協定（外部公開対象外）	
(8) 建設用びょう打ち銃用空包譲受消費許可申請等要領（外部公開対象外）	
(9) 火薬類取締法及び武器等製造法に係る許可書等の様式を定める要領（外部公開対象外）	

【改訂履歴】

昭和45年4月1日	発行
平成2年2月1日	改訂
平成19年4月26日	改訂
平成29年4月1日	改訂
令和3年4月1日	改訂
令和4年2月3日	改訂
令和4年7月5日	改訂

本書中の略称

法	：火薬類取締法
政令	：火薬類取締法施行令
省令	：火薬類取締法施行規則
細則	：千葉県火薬類取締法施行細則

1 申請書の提出先

火薬類の取り扱いに関わる各種申請書（許認可申請、届出、報告書等）は、手続き内容によって提出先が異なります。下表に従って地域振興事務所又は産業保安課に提出してください。

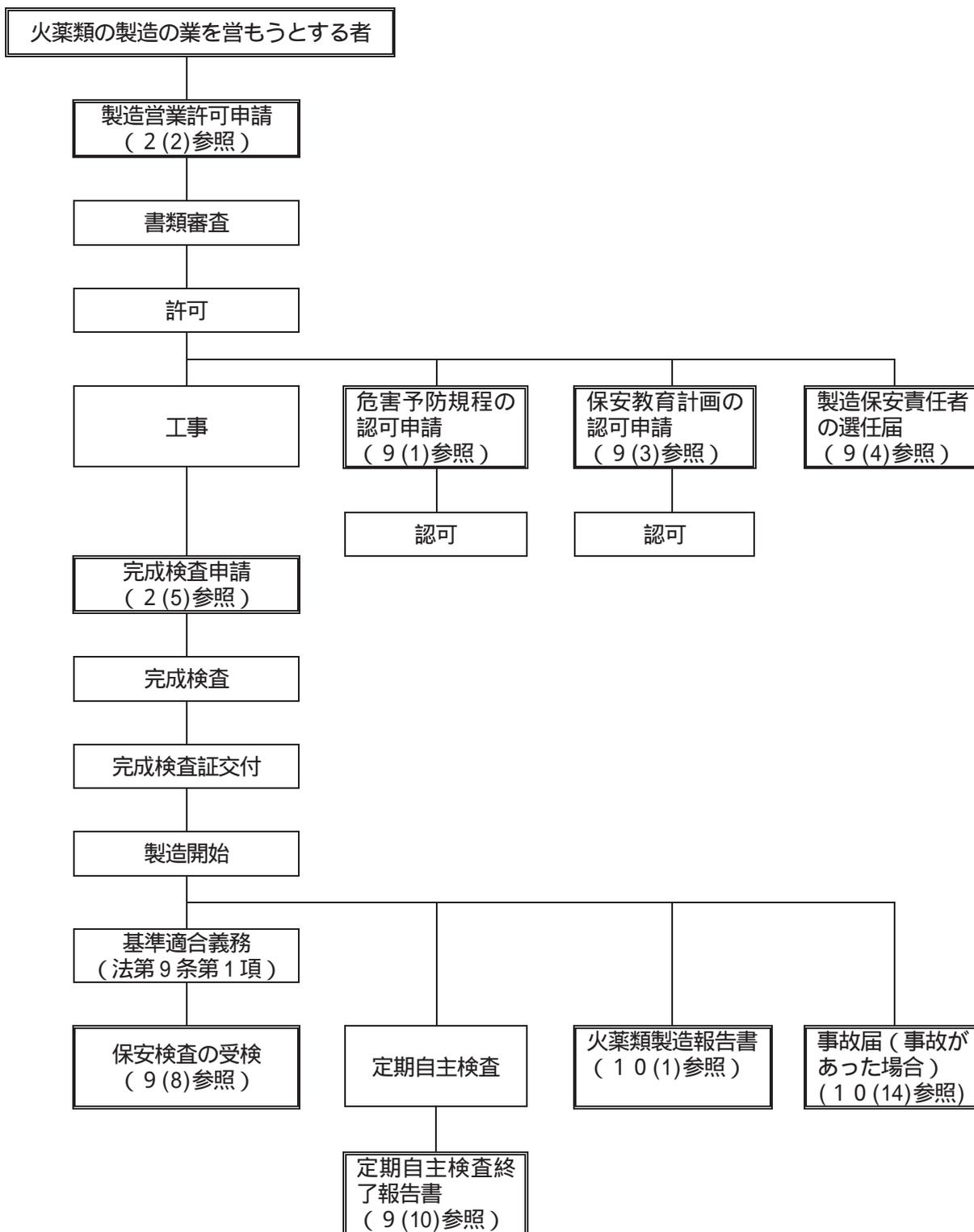
(1) 下記に係る事務			
<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類譲渡・譲受許可、譲渡譲受許可証の再交付又は書き換え ・火薬類消費許可 ・火薬類廃棄許可 ・2級火薬庫の設置許可、完成検査、保安検査、承継届、廃止届、定期自主検査計画届、定期自主検査結果報告、貯蔵火薬類の変更届、保安責任者等の選解任届 ・火薬庫外貯蔵場所の指示、廃止届（省令第15条第1項表中の(5)に限る） ・火薬類消費報告、火薬庫出納報告、火薬類販売報告 ・火薬類消費場所の保安責任者等の選解任届、保安教育計画の認可、事故届 			
管轄する市町村	提出先	住所及び連絡先	電話番号
市原市	防災危機管理部 産業保安課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2722
習志野市・八千代市・ 市川市・船橋市・ 浦安市	葛南地域振興事務所 地域防災課	〒273-8560 船橋市本町1-3-1 (フェイスビル7F)	047-424-8281
松戸市・野田市・ 柏市・我孫子市・ 流山市・鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域防災課	〒271-8560 松戸市小根本7	047-361-2111
佐倉市・成田市・ 四街道市・印西市・ 八街市・白井市・ 富里市・印旛郡	印旛地域振興事務所 地域防災課	〒285-8503 佐倉市錦木仲田町8-1	043-483-1111
香取市・香取郡	香取地域振興事務所 地域防災課	〒287-8502 香取市佐原イ92-11	0478-54-1311
銚子市・匝瑳市・ 旭市	海匝地域振興事務所 地域防災課	〒289-2504 旭市二1997-1	0479-62-0261
東金市・山武市・ 大網白里町市・山武郡	山武地域振興事務所 地域防災課	〒283-0006 東金市東新宿17-6 (東金合同庁舎敷地内)	0475-54-0222
茂原市・長生郡	長生地域振興事務所 地域防災課	〒297-8533 茂原市茂原1102-1	0475-22-1711
いすみ市・勝浦市・ 夷隅郡	夷隅地域振興事務所 地域防災課	〒298-0212 夷隅郡大多喜町猿稻14	0470-82-2211
館山市・鴨川市・ 南房総市・安房郡	安房地域振興事務所 地域防災課	〒294-0045 館山市北条402-1	0470-22-7111
木更津市・君津市 富津市・袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域防災課	〒292-8520 木更津市貝淵3-13-34	0438-23-1111
(2) (1)に記載された事務以外			
管轄する市町村	提出先	住所及び連絡先	電話番号
千葉市を除く全域	防災危機管理部 産業保安課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	043-223-2722

平成29年4月1日より、千葉市内における火薬類取締法に基づく事務は、千葉市消防局予防部指導課（〒260-0854 千葉市中央区長洲1-2-1 : 043-202-1667）に変更となっています。

2 火薬類の製造

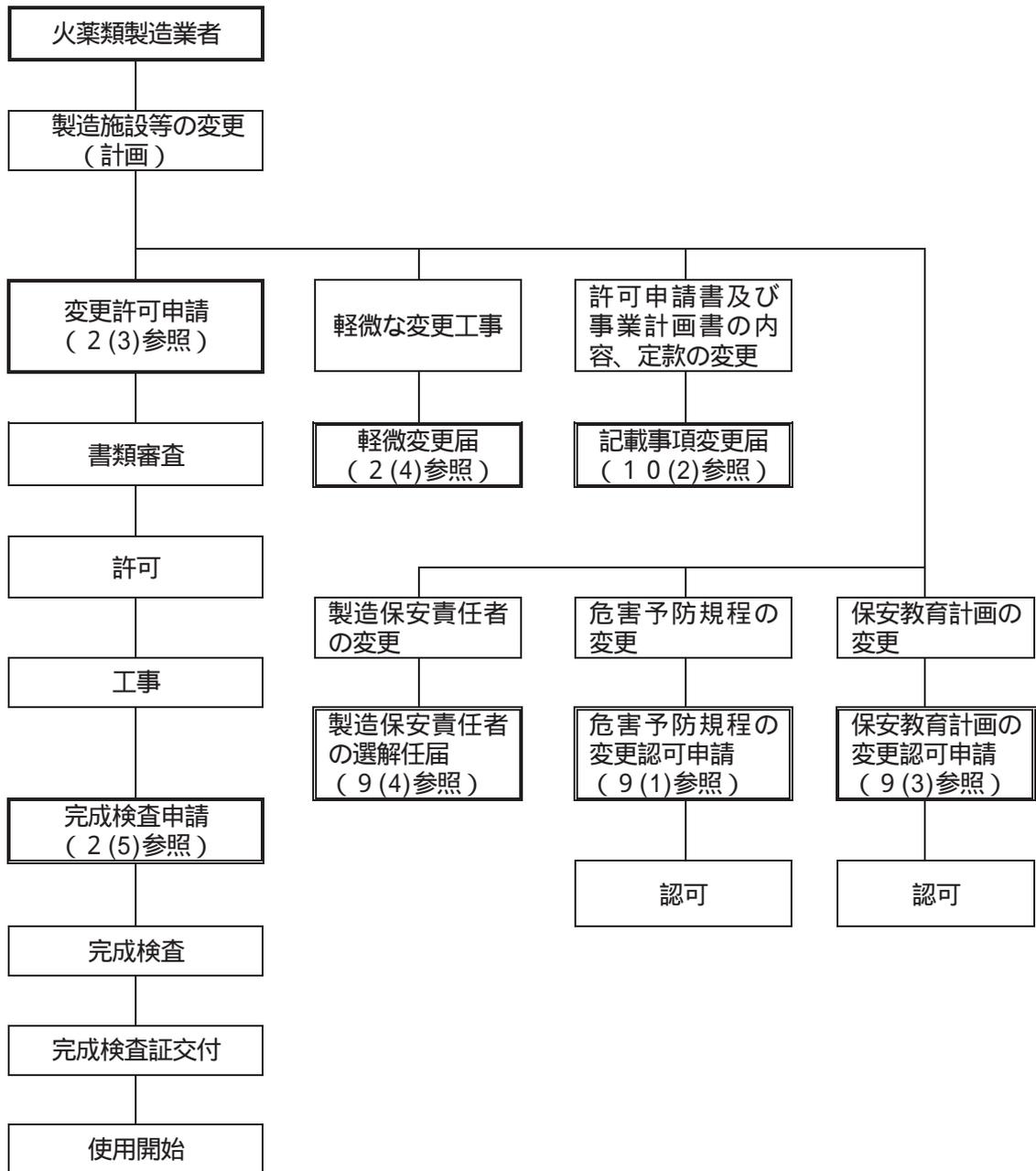
(1) 申請フロー

製造許可申請のフロー



製造施設等を変更しようとする場合は、 のフロー図を参照

製造施設等の変更の許可申請等のフロー



(2) 製造の許可（法第3条）

火薬類の製造（変形又は修理を含む。）の業を営もうとする者は、製造所ごとに、省令で定めるところにより、許可を受けなければなりません。ただし、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習又は医療の用に供するため製造する火薬類で、省令で定める数量以下のものを製造する場合は、この限りではありません（参照）。

政令第16条第1号の規定により、火薬若しくは爆薬を製造する製造所であってこれを原料として信号えん管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所については、県又は指定都市の長の許可となります。

無許可製造数量（省令第3条）

- ・理化学上の実験又は医療の用に供するために製造する場合には、信号焰管、信号火せん若しくは煙火又はこれらの原料用火薬若しくは爆薬にあつては一回につき400g以下、その他のものにあつては一回につき爆薬または爆薬換算200g以下
- ・鳥獣の捕獲若しくは駆除又は射的練習の用に供するために販売業者が製造する場合には、一日につき実包又は空包200個以下
- ・国際的又は全国的な規模で開催される運動競技会であつて、オリンピック競技会・アジア競技大会・世界射撃選手権大会・アジア射撃競技選手権大会における運動競技の審判に従事する者が、射的練習の用に供するために製造する場合には、一日につき実包200個以下
- ・法第17条第1項第3号に規定する者が鳥獣の捕獲又は駆除の用に供するために製造する場合には、一日につき実包又は空包100個以下
- ・射的練習の用に供するために当該練習者が製造する場合には、一日につき実包又は空包100個以下
- ・鳥獣の駆逐の用に供するために製造する場合には、一日につき空包100個以下

許可の基準（法第7条）

- ・製造施設の構造、位置及び設備が、省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- ・製造の方法が、省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
- ・製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- ・その他製造が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

欠格事由（法第6条）

次のいずれかに該当する者は、許可を受けることはできません。

- ・法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくした後、3年を経過していない者
- ・心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として省令で定めるもの
- ・法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

必要書類

火薬類製造営業許可申請書

事業計画書（下記について記載し、図面等を添付する）

- ・製造の目的
- ・製造する火薬類の種類及び説明
火薬類の組成、構造、用途等
- ・製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件との位置関係を含む）及び設備
危険工室等一覧表（工室名称、作業区分（製造区分）、停滞量、定員等の記載）
保安距離一覧表（保安物件の種類と保安物件に一番近い設備の名称と距離）

- ・付随設備の図面
- ・工室の構造図
- ・製造方法
 - 製造する火薬類の構造
 - 製造工程のフローチャート
 - 工室内の作業内容
 - 使用する工具、機器、原材料等
 - 原料の配合割合
 - 1日の最大製造数量
 - その他
- ・従業員名簿
- ・所要火薬類又はその原料の調達方法
- ・製品の貯蔵方法（火薬庫に関すること）
- ・製造所付近の見取図（工室等の配置図及びその保安間隔と保安距離を記載）
- ・製造所の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）

省令第4条第1項各号（定置式製造設備に係る技術上の基準）に掲げる事項の適合状況
 省令第5条第1項各号（定置式製造設備に係る製造方法の基準）に掲げる事項の適合状況
 危害予防計画書

保安教育計画案

定期自主検査計画案

火薬類製造保安責任者選任案

- ・製造保安責任者、代理者及び製造副保安責任者となる予定の者の免状の写し
- 身分証明書（代表者のみ）（市町村役場が発行するもの）
- 履歴書（代表者のみ）
- 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び定款の写し（法人の場合）
- 住民票（個人の場合）
- 誓約書（法第6条に規定する欠格事由に該当しない旨）

申請者本人を含め、公益法人にあっては理事、合名会社にあっては社員、合資会社にあっては無限責任社員、有限会社及び株式会社にあっては役員を全て記載すること

申請手数料 千葉県収入証紙 220,000 円

申請にあたっての注意事項

- ・原則として申請の前に産業保安課と事前協議を行ってください。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・相続、遺贈、営業の譲渡に伴う許可申請の場合、不要となる書類もあります。
- ・建築確認や消防同意等、他法令に係る手続きに関しては、所管する省庁又は自治体等に十分確認を行い、遺漏のないようにしてください。他法令に抵触していると事業を行えない可能性もあります。
- ・許可されるまで工事の着工はできません。また、工事が完了次第、完成検査の申請を行ってください（2(5)参照）。
- ・使用を開始するまでの間に、危害予防規程の認可申請（9(1)参照）、保安教育計画の認可申請（9(3)参照）、製造保安責任者の選任届（9(4)参照）を行ってください。
- ・許可を受けた後、法第9条第1項の規定により、製造業者は、製造施設を、その構造、位置及び設備が、法第7条第1号の技術上の基準に適合するように維持しなければなりません。

標準処理期間

20日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(3) 製造施設等の変更の許可（法第10条第1項）

火薬類の製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、省令で定めるところにより、許可を受けなければなりません。ただし、製造施設の位置、構造又は設備について、省令第8条に定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではありません（詳細は2(4)を参照）。

必要書類

火薬類製造施設等変更許可申請書

製造所の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）

製造所付近の見取図（工室等の配置図及びその保安間隔と保安距離を記載）

変更の概要を記載した書面・図面等

変更の前後の両方の書類を添付

省令第4条第1項各号（定置式製造設備に係る技術上の基準）に掲げる事項の適合状況

変更に係る部分のみ記載

省令第5条第1項各号（定置式製造設備に係る製造方法の基準）に掲げる事項の適合状況

変更に係る部分のみ記載

製造許可証の写し（過去に変更許可を受けている場合は、その写しも含む）

申請にあたっての注意事項

- ・原則として申請の前に産業保安課と事前協議を行ってください。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・建築確認や消防同意等、他法令に係る手続きに関しては、所管する省庁又は自治体等に十分確認を行い、遺漏のないようにしてください。他法令に抵触していると事業を行えない可能性もあります。
- ・許可されるまで工事の着工はできません。また、工事が完了次第、完成検査の申請を行ってください（2(5)参照）。
- ・必要に応じ、危害予防規程の変更認可申請（9(1)参照）、保安教育計画の変更認可申請（9(3)参照）も行ってください。

標準処理期間

20日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(4) 製造施設等の軽微な変更の届出（法第10条第2項）

火薬類の製造業者は、法第10条第1項ただし書きの軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

軽微な変更の工事の範囲（省令第8条）

- ・ 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場（以下「工室等」という）内の設備のうち、次のいずれかに該当するものの取替えの工事
 - 暖房装置
 - 照明設備
 - 静電気除去設備
 - 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材
 - 排気装置
- ・ 土提の堤面又は簡易土提の頂部の取替えの工事
- ・ 工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
- ・ 製造施設又は設備の撤去の工事

必要書類

火薬類製造施設軽微変更届

変更の概要を記載した書面・図面・写真等

変更の前後の両方の書類を添付

省令第4条第1項各号（定置式製造設備に係る技術上の基準）に掲げる事項の適合状況

変更に係る部分のみ記載

省令第5条第1項各号（定置式製造設備に係る製造方法の基準）に掲げる事項の適合状況

変更に係る部分のみ記載

製造許可証の写し（過去に変更許可を受けている場合は、その写しも含む）

届出にあたっての注意事項

- ・ 明らかに軽微な変更工事に該当する場合以外は、事前に産業保安課に確認を取ってください。
- ・ 申請書は正副2部提出してください。

(5) 製造施設等の完成検査（法第15条第1項、第2項）

火薬類の製造の許可又は製造施設等の変更の許可を受けた者は、火薬類の製造施設の設置又は火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をした場合には、省令で定めるところにより、完成検査を受け、法第7条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することはできません。

必要書類

完成検査申請書

製造許可証の写し又は変更許可証の写し

構造物内部の配筋等、外観では分からないものについては、工事中の状況が分かる写真等

申請手数料 千葉県収入証紙 41,000 円

申請にあたっての注意事項

- ・完成検査を行う日時については、別途産業保安課と協議してください。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・完成検査の方法は、省令別表第1に定める内容のとおりとなります。

標準処理期間

15日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(6) 製造の廃止（法第16条第1項）

火薬類の製造業者が、その事業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

必要書類

火薬類製造営業廃止届

製造許可証（全部廃止の場合は原本、一部廃止の場合は写し）

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書を含む。

完成検査証（全部廃止の場合は原本、一部廃止の場合は写し）

火薬類保安教育計画認可証（全部廃止の場合のみ）

火薬類危害予防規程認可証（全部廃止の場合のみ）

最新の保安検査証（全部廃止の場合は原本、一部廃止の場合は写し）

許可証、認可証等を紛失した場合は、紛失届を提出してください。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・営業を全部廃止する場合、同時に火薬庫廃止届も必要となるため、事前に火薬庫内の火薬類を処分（販売・譲渡・廃棄・消費（販売以外は許可が必要））してから廃止してください。ただし、火薬庫を承継する場合又は、消費用として使用する場合を除きます。
- ・営業を全部廃止する場合、同時に火薬類製造保安責任者（代理者）の解任届を提出してください。

(7) 製造の休止

火薬類の製造業者が、やむを得ない事情によりその事業を休止する場合は、事前に県への届出を行ってください。

必要書類

火薬類製造営業休止届

製造許可証の写し（過去に変更許可を受けている場合は、その写しも含む）

直近の保安検査証の写し

休止中の火薬類の保管場所を示す書類

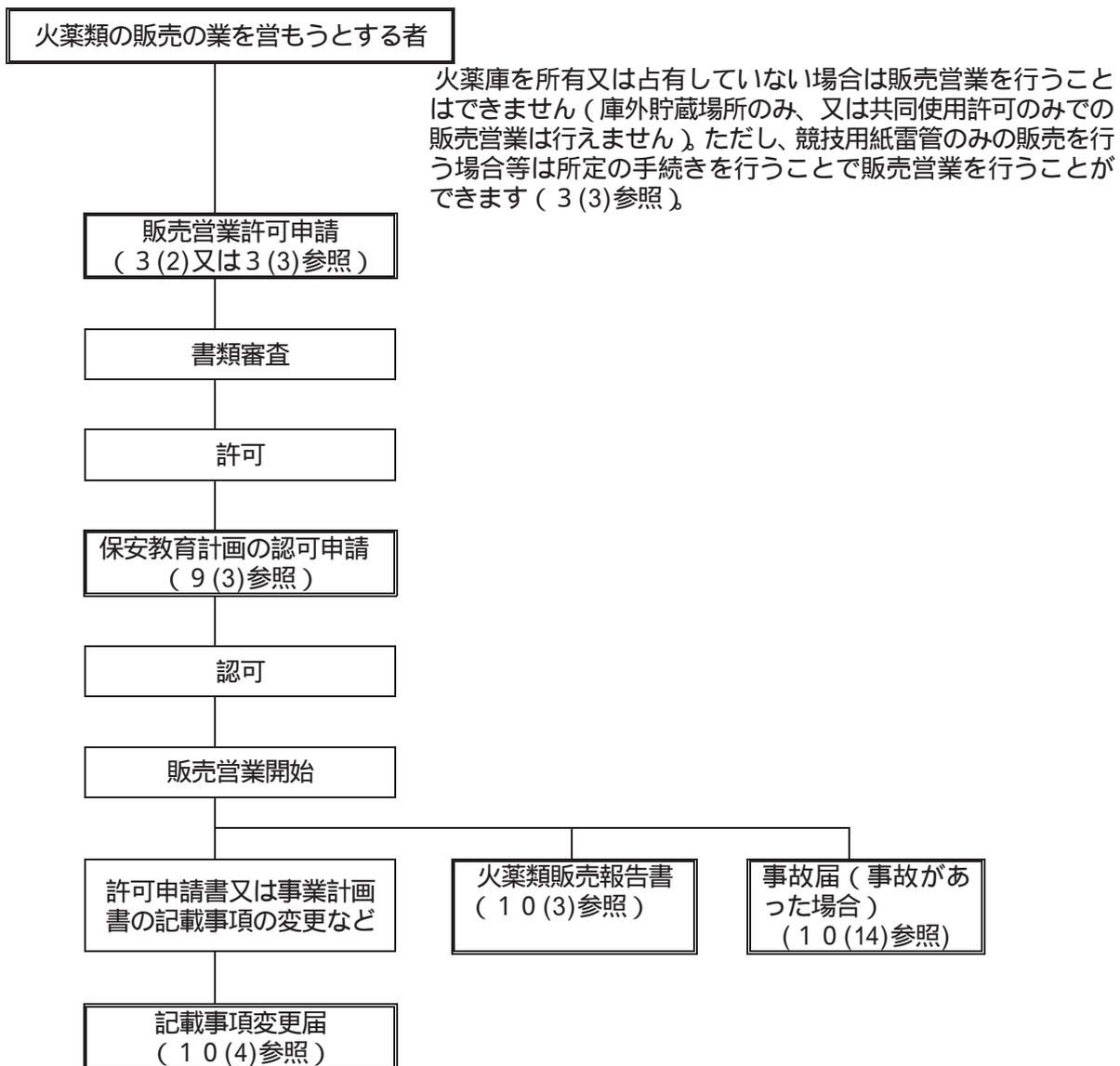
各工室、各火薬類一時置場の台帳の最終ページの写し（残火薬がないこと）

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・使用の再開にあたっては「火薬類製造営業開始届」を提出してください。
- ・保安検査の受検後1年以上経過した製造施設の使用再開にあたっては、事前に保安検査を受検する必要があります（9(8)参照）。

3 火薬類の販売

(1) 申請フロー



(2) 販売営業の許可（法第5条）（競技用紙雷管のみの販売を除く）

火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りではありません。

火薬類販売営業の許可の区分及び火薬類の種類（昭和54年9月10日付け54立局第531号）

- ・火薬
- ・爆薬
- ・火工品
 - 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
 - 実包及び空包
 - 信管及び火管
 - 導爆線、導火線及び電気導火線
 - 信号焰管及び信号火せん
 - 煙火（がん具煙火を除く）
 - その他の火工品

許可の基準（法第7条）

- ・販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- ・その他販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

欠格事由（法第6条）

次のいずれかに該当する者は、許可を受けることはできません。

- ・法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、3年を経過していない者
- ・心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として省令で定めるもの
- ・法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

必要書類

火薬類販売営業許可申請書

事業計画書（下記について記載し、図面等を添付する）

- ・販売の目的
- ・販売する火薬類の種類（販売品目）
- ・販売予定数量
- ・販売先
- ・仕入先
- ・販売方法
- ・責任者名
- ・従業員数
- ・販売所の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）
- ・販売所付近の状況図
- ・販売所内の平面図（保管庫（貯蔵庫）の位置図）
- ・火薬庫に関する事項（火薬庫の位置、棟数、付近の状況、貯蔵できる火薬類の種類及び最大貯蔵量）

販売する火薬類の説明書(火薬又は爆薬にあつては、その成分及び配合比、火工品にあつてはその構造図と火薬量及び組成が分かるもの)

身分証明書(代表者のみ)(市町村役場が発行するもの)

履歴書(代表者のみ)

履歴事項全部証明書(登記簿謄本)及び定款の写し(法人の場合)

住民票(個人の場合)

誓約書(法第6条に規定する欠格事由に該当しない旨)

申請者本人を含め、公益法人にあつては理事、合名会社にあつては社員、合資会社にあつては無限責任社員、有限会社及び株式会社にあつては役員を全て記載すること

申請手数料 千葉県収入証紙 110,000 円

申請にあつての注意事項

- ・原則として申請の前に産業保安課と事前協議を行ってください。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・相続、遺贈、営業の譲渡に伴う許可申請の場合、不要となる書類もあります。
- ・許可後、速やかに保安教育計画の認可申請(9(3)参照)を行ってください。
- ・平成10・03・30立局第一号において規定された場合を除き、火薬庫を所有又は占有していない場合は販売営業を行うことはできません(庫外貯蔵場所のみ、又は共同使用許可のみでの販売営業は行えません)。
- ・販売する火薬類の種類を変更する場合は、改めて許可を取る必要があります。

標準処理期間

20日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)

(3) 販売営業の許可（法第5条）（競技用紙雷管のみの販売）

火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りではありません。

許可の基準（法第7条）

- ・販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- ・その他販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。

欠格事由（法第6条）

次のいずれかに該当する者は、許可を受けることはできません。

- ・法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ・心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として省令で定めるもの
- ・法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

必要書類

火薬類販売営業許可申請書

事業計画書（下記について記載し、図面等を添付する）

- ・販売の目的
- ・販売する火薬類の種類（販売品目）
- ・販売予定数量
- ・販売先
- ・仕入先
- ・販売方法
- ・責任者名
- ・従業員数
- ・販売所の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）
- ・販売所付近の状況図
- ・販売所内の平面図（保管庫（貯蔵庫）の位置図）
- ・保管庫に関する事項（保管庫（貯蔵庫）の構造図、写真又はカタログ等）

販売する火薬類の説明書（競技用紙雷管の構造、火薬量が記載されているもの）

身分証明書（代表者のみ）（市町村役場が発行する）

履歴書（代表者のみ）

履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び定款の写し（法人の場合）

住民票（個人の場合）

誓約書（法第6条に規定する欠格事由に該当しない旨）

申請者本人を含め、公益法人にあっては理事、合名会社にあっては社員、合資会社にあっては無限責任社員、有限会社及び株式会社にあっては役員を全て記載すること

申請手数料 千葉県収入証紙 25,000 円

申請にあたっての注意事項

- ・火薬庫所有又は占有義務免除の許可申請（４(9)参照）を併せて行ってください。
競技用紙雷管の場合、販売所での貯蔵量は6,000発が上限となります。占有免除の申請書には「販売量が少なく最大貯蔵量が6,000発以下のため」のように記入してください。
- ・原則として申請の前に産業保安課と事前協議を行ってください。
- ・申請書は正副２部提出してください。
- ・相続、遺贈、営業の譲渡に伴う許可申請の場合、不要となる書類もあります。
- ・平成10・03・30立局第一号に基づき、保安教育計画の認可申請の審査を併せて行うため、申請時に保安教育計画の認可申請（9(3)参照）も行ってください。

標準処理期間

20日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(4) 販売営業の廃止（法第16条第1項）

販売業者が、その営業の全部又は一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

必要書類

火薬類販売営業廃止届

火薬類販売許可証（全部廃止の場合は原本、一部廃止の場合は写し）

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書を含む。

火薬類保安教育計画認可証（全部廃止の場合のみ）

（該当者のみ）火薬庫所有又は占有義務免除の書類

販売台帳の最終頁の写し（紙雷管のみの販売の場合は除く）

許可証、認可証等を紛失した場合は、紛失届を提出してください。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・火薬庫を所有又は占有している者が販売営業を全部廃止する場合、同時に火薬庫廃止届も必要となるため、事前に火薬庫内の火薬類を処分（販売・譲渡・廃棄・消費（販売以外は許可が必要））してから廃止してください。

(5) 販売営業の休止

火薬類の販売業者が、やむを得ない事情によりその事業を休止する場合は、事前に県への届出を行ってください。

必要書類

火薬類販売営業休止届

火薬類販売許可証（全部廃止の場合は原本、一部廃止の場合は写し）

休止中の火薬類の保管場所を示す書類

販売台帳の最終頁の写し（残火薬がないこと）

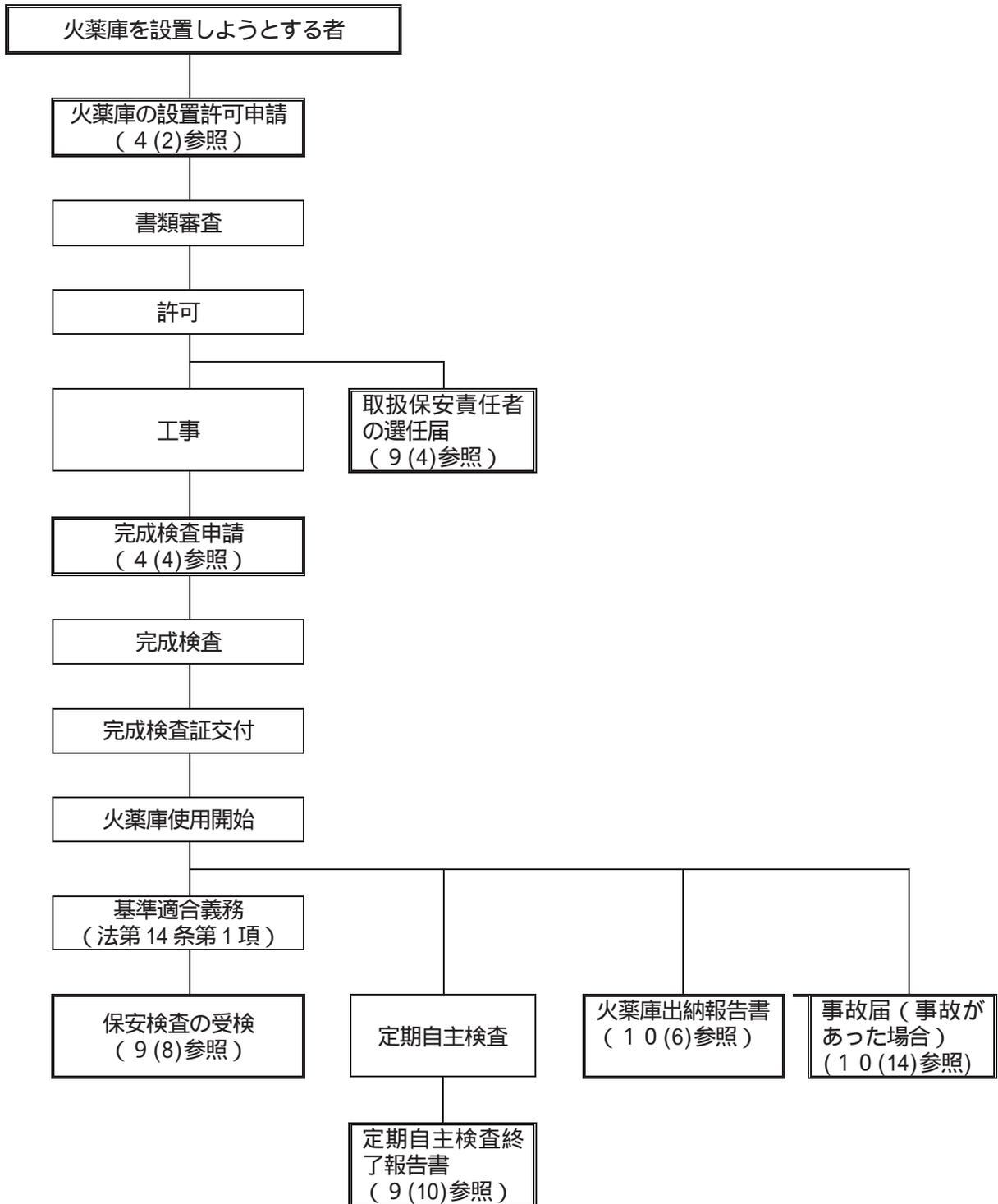
申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・販売の再開にあたっては「火薬類販売営業開始届」を提出してください。
- ・火薬庫を所有又は占有している場合は、火薬庫の休止届も必要となります（4(11)参照）。

4 火薬類の貯蔵

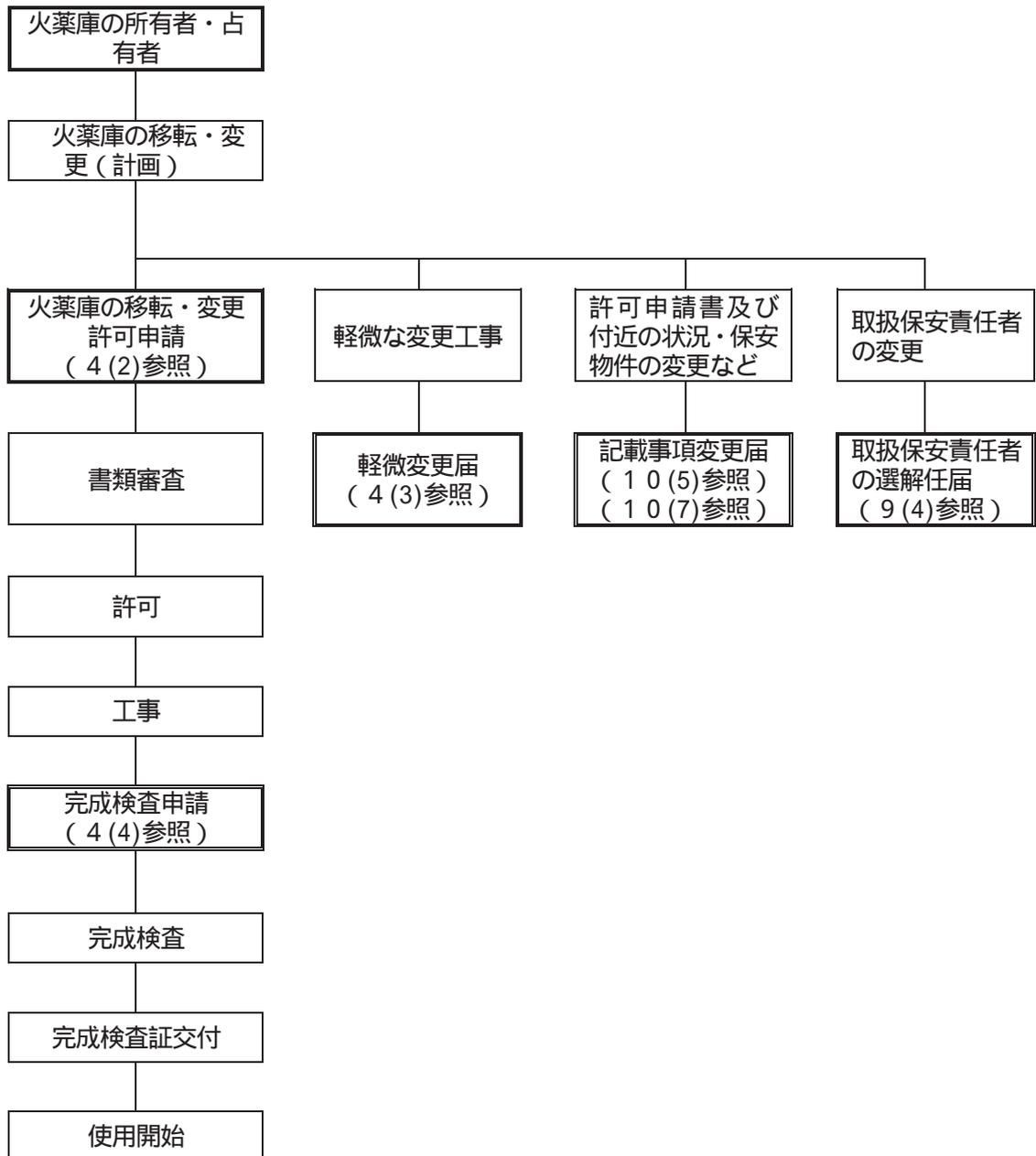
(1) 申請フロー

火薬庫設置許可申請のフロー



火薬庫の移転又は構造・設備等を変更しようとする場合は、 のフロー図を参照

火薬庫の移転又は構造・設備の変更許可申請等のフロー



(2) 火薬庫の設置許可、移転又は構造・設備の変更許可（法第12条第1項）

火薬庫を設置し、移転し又はその構造若しくは設備を変更しようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、火薬庫の構造又は設備について省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りではありません。

貯蔵の区分（省令第19条）

貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫
火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	一級火薬庫
火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	二級火薬庫
火薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）爆薬（信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）及び火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）	三級火薬庫
無煙火薬	水蓄火薬庫
実包及び空包	実包火薬庫
火工品（信号焰管、信号火せん及び煙火を除く。）	一級火薬庫
工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であって経済産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫
トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬	水蓄火薬庫
信号焰管及び信号火せん	一級火薬庫
信号焰管及び信号火せん	三級火薬庫
煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫
信号焰管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焰管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫
がん具煙火（第一条の五第一号へ（2）に掲げるものを除く。）	がん具煙火貯蔵庫
導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫

一級火薬庫、二級火薬庫、三級火薬庫又は水蓄火薬庫にあつては、異なった貯蔵火薬類の区分に属する火薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはなりません。

三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品（実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コードを除く。）を貯蔵する場合には、法第27条第1項第3号の隔壁（同条第2項の規定により設けられているものを含む。）により区分して貯蔵しなければなりません。

必要書類

火薬庫設置等許可申請書

火薬庫工事設計明細書（下記について記載し、図面等を添付する）

- ・火薬庫の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）
- ・火薬庫付近の見取図
- ・保安物件との距離
- ・火薬庫の構造（基礎、壁体、屋根、床及び通気孔、内面及び床面、扉及び錠、窓、換気孔等）
- ・火薬庫の設備（照明、避雷装置、土提、警戒さく、警戒札、貯水槽、警鳴装置等）

省令第22条（火薬庫構造等の技術上の基準）に規定する事項の適合状況

省令第18条（火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準）に規定する事項の適合状況

（新規設置・移転の場合）関係土地所有者又は占有者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。他者の土地・建物に火薬庫を設けるなど、承諾書がないと火薬庫を設置できない場合は必要。）

（新規設置の場合）定期自主検査計画案

- (新規設置の場合) 火薬類取扱保安責任者選任案
取扱保安責任者、代理者及び取扱副保安責任者となる予定の者の免状の写し
 - (変更・移転の場合) 変更の箇所を説明する書面・図面等
変更の前後の両方の書類を添付
 - (変更・移転の場合) 変更工事を行う間の火薬類保管計画書
- 申請手数料 設置又は移転：千葉県収入証紙 73,000 円
構造又は設備変更：千葉県収入証紙 8,300 円

申請にあたっての注意事項

- ・原則として申請の前に産業保安課と事前協議を行ってください。
- ・建築確認や消防同意等、他法令に係る手続きに関しては、所管する省庁又は自治体等に十分確認を行い、遺漏のないようにしてください。他法令に抵触していると火薬庫が使用できない可能性があります。
- ・申請書は正副 2 部提出してください。
- ・許可されるまで工事の着工はできません。工事が完了次第、完成検査の申請を行ってください(4 (4)参照)。
- ・使用を開始するまでの間に、取扱保安責任者の選任届(9 (4)参照)を行ってください。
- ・火薬庫の承継手続きについては 4 (6)を参照してください。
- ・省令第 19 条の規定により、同一の火薬庫内に保管できない組み合わせがあります。保管予定の火薬類をよく確認したうえで申請を行ってください。
- ・火薬庫の配置図には、土提、避雷針等の配置も示してください。
- ・土提を設置する場合は、土提の断面図も示してください。

標準処理期間

15 日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)

(3) 火薬庫の軽微な変更の届出（法第12条第2項）

火薬庫の所有者又は占有者は、法第12条第1項ただし書きの軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

軽微な変更の工事の範囲（省令第14条第1項）

- ・ 火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事
- ・ 火薬庫の屋根の外側、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄棒、土提の堤面又は簡易土提の頂部の取替えの工事
- ・ 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事

必要書類

火薬庫軽微変更届

変更の箇所を説明する書面・図面等

変更の前後の両方の書類を添付

変更工事を行う間の火薬類保管計画書

省令第22条（火薬庫構造等の技術上の基準）に規定する事項の適合状況

変更に係る部分のみ記載

省令第18条（火薬庫においてする貯蔵の技術上の基準）に規定する事項の適合状況

変更に係る部分のみ記載

火薬庫設置許可証の写し

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書の写しを含む。

届出にあたっての注意事項

- ・ 明らかに軽微な変更工事に該当する場合以外は、事前に産業保安課に確認を取ってください。
- ・ 申請書は正副2部提出してください。

(4) 火薬庫の完成検査（法第15条第1項、第2項）

法第12条第1項の許可を受けた者は、火薬庫の設置若しくは移転の工事、又は火薬庫の構造若しくは設備の変更の工事をした場合には、省令で定めるところにより、完成検査を受け、法第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用することはできません。

必要書類

完成検査申請書

火薬庫設置許可証の写し又は火薬庫変更許可証の写し

構造物内部の配筋等、外観では分からないものについては、工事中の状況が分かる写真等

申請手数料 設置又は移転：千葉県収入証紙 41,000 円

構造又は設備変更：千葉県収入証紙 23,000 円

申請にあたっての注意事項

- ・完成検査を行う日時については、別途産業保安課と協議してください。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・完成検査の方法は、省令別表第2に定める内容のとおりとなります。

標準処理期間

15日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(5) 火薬庫の廃止（法第16条第2項）

火薬庫の所有者又は占有者がその火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

必要書類

火薬庫廃止届

火薬庫設置許可証

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書を含む。

完成検査証

最新の保安検査証

火薬庫内の火薬類を処分したことがわかる書類（完了した譲渡許可証の表、裏の写し又は、販売報告台帳最終頁の写しと火薬庫出納台帳の最終頁の写し等）

許可証、認可証等を紛失した場合は、紛失届を提出してください。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・廃止届を提出する前に、火薬庫内の火薬類を事前に処分し、火薬庫内を空の状態にしてください。
- ・火薬庫群の火薬庫全てを廃止する場合には、同時に火薬類取扱保安責任者（代理者）の解任届を提出してください。

(6) 火薬庫の承継（法第12条の2第1項）

火薬庫の譲渡又は引渡があったときは、譲渡人又は引渡を受けた者は、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継します。承継した者は、省令で定めるところにより、遅滞なく都道府県知事に届け出なければなりません。

必要書類

火薬庫承継届

下記のいずれかの書類

- ・火薬庫譲渡証明書
- ・火薬庫相続証明書又は相続同意書の写し
- ・火薬庫譲渡契約書の写し
- ・火薬庫引渡書の写し

（必要な場合のみ）関係土地所有者又は占有者の承諾書（申請者が土地を所有している場合を除く。他者の土地・建物に火薬庫を設けるなど、承諾書がないと火薬庫を設置できない場合は必要。）

火薬庫設置許可書の写し

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書の写しを含む。

完成検査証の写し

最新の保安検査証の写し

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・承継届と併せて、火薬類取扱保安責任者選任届（9(4)を参照）及び定期自主検査計画届（9(9)を参照）を提出してください。

(7) 火薬庫外貯蔵の指示（法第11条ただし書き）

火薬類取締法第11条第1項のただし書きの規定により、火薬類を火薬庫外に貯蔵する場合の数量は、省令第15条第1項の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量となります（参照。同表に掲げるその他の火工品については、告示で定める数量（参照））。

貯蔵する者の区分等により、貯蔵の技術上の基準（省令第16条等）が異なるため、保管庫の選定の際には留意して下さい。

省令第15条第1項の表

貯蔵する者等の区分 貯蔵するその他の火薬類の種類	(1)			(2)	(3)	(4)	(5)		(6)		(7)	(8)
	(イ)	(ロ)	(ハ)				事 業 完 了 の 場 合 に あ る 事 業 の 場 合 に あ る 事 業 の 場 合 に あ る	業 の 他 の 事 業 の 場 合 に あ る	(イ)	(ロ)		
火薬(キログラム)	20	5		5		5		25	10			5
無添加可塑性爆薬(第十九条第四項各号の一に該当する可塑性爆薬であつて国の行政機関又は都道府県警察の職員が貯蔵するものを除く。)以外の爆薬(キログラム)			5					15	5			
工業雷管及び電気雷管(個)			100					300	100			
導爆線(メートル)								500	100			
導火線(メートル)	1,000	1,000						1,000	200			100
電気導火線(個)	2,000	2,000						2,000	1,000			500
銃用雷管(個)	30,000	3,000				3,000						3,000 2,000
実包及び空包(建設用びょう打ち銃用空包を除く。)(個)	4,000	10,000		10,000		10,000	10,000					5,000 800
薬液注入用薬包(個)	2,000	2,000										200
建設用びょう打ち銃用空包(個)	8,000	20,000						4,000	2,500			2,000
コンクリート破砕器(個)	4,000	4,000						4,000	2,000			1,000
ロープ発射用ロケット(個)	50	50						50	25			10
鉋さい破砕器及び爆発せん孔器(個)									100			
爆発びょう(個)									4,000			
油井用火工品(個)									100			
信号雷管(個)												500 25
鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品(キログラム)	25	25										100 0
信号焰管及び信号火せん(キログラム)	50	50										5
煙火(がん具煙火を除く。)(キログラム)	25	25							25			5
がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げるものを除く。)(キログラム)										500	250	25
第一条の五第一号へ(2)に掲げるがん具煙火(キログラム)										25	15	5
火薬を装てんしていない銃用雷管付薬きょう(個)	無制限	無制限				無制限						無制限
その他の火工品(キログラム)	50	50						50	25			25 5

備考 1 鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品と信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(1)に掲げる者についてはその合計数量が七十五キログラムを超えてはならないものとする。

2 信号焰管及び信号火せんと煙火(がん具煙火を除く。)とを同時に貯蔵する場合には、(8)に掲げる者についてはその合計数量が五キログラムを超えてはならないものとする。

3 (1)から(7)までに掲げる者について(8)の欄を適用する場合には、その火薬庫外に貯蔵することのできる火薬類の合計数量は、それぞれ(1)から(7)までに掲げる火薬類の数量を超えてはならないものとする。

4 を付した値は、日本産業規格K四八二二(二)に規定する危険区分が一・四であつて、隔離区分が5の状態である航空機用火工品については、0.2とする。

昭和49年2月15日 通商産業省告示第51号の表

貯蔵する者の区分 貯蔵するその他の火工品の種類	道府県安全な場所又は指定貯蔵する者	安道をのを土 全府消事営木 な県費業む事 場知地に者業 所事を要でそ にの管すあ他 貯指轄るっの 蔵示す火ての する薬、業 る都類そ業		示消そめ法 す費の事に令 る地事火に基 安事を務薬に 管又類はづき な轄はををそ 場す事な消の 所に都業に務 貯に府要する 蔵府す者又 す知事火は事 る者事薬あ業 指の類のた	以都 外府 の安 全知 な事 場が 指所 に貯 蔵す る安 全な 場所
		事業に六ケ月以内の場合	その他の事業		
タイヤバースト(火薬十グラム以下のもの)(個)	500	/	/	/	50
点火玉(爆薬五十ミリグラム以下のもの)(個)	2,000	/	/	/	100
点火具(火薬二グラム以下、爆薬五十ミリグラム以下のもの)(個)	2,000	/	/	/	100
爆着栓(爆薬六グラム以下のもの)(個)	/	/	/	/	500
ケーブルカッター(火薬及び爆薬一グラム以下のもの)(個)	100	/	/	/	50
管付みちび(火薬及び爆薬十グラム以下のもの)(個)	/	1,000	500	/	/
MSコネクター(爆薬一グラム以下のもの)(個)	2,000	200	100	/	/
爆発拡管器(爆薬四十グラム以下のもの)(個)	/	100	50	/	/
爆発圧接コード(一メートル当たりの爆薬量が三百グラム以下のもの)(メートル)	/	100	50	/	/
警備用火工品(キログラム)	/	/	/	25	5
体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具(爆薬十一ミリグラム以下のもの)(個)	100,000	/	/	/	10,000
導火管付き雷管(個)	/	300	100	/	/
導火管(一メートル当たりの爆薬量が〇・〇三グラム以下のもの)(メートル)	/	100	100	/	/
制御発破用コード(一メートル当たりの爆薬量が百グラム以下のもの)(メートル)	/	100	100	/	/
火薬類取締法施行規則第四十九条第六号の二に規定する発信器及びその交換部品(火工品に限る。)(火薬三十ミリグラム以下で、かつ、爆薬三十ミリグラム以下のもの又は火薬六十ミリグラム以下のもの)(個)	2,000	/	/	/	100

この表に掲げる火工品の種類のうち、二以上の種類の火工品を貯蔵する場合は、各火工品の種類ごとにその種類のみに係る貯蔵可能数量でそれぞれ貯蔵しようとする数量を除し、それらの商を加えた和が一より大となつてはなりません。

必要書類

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書

省令第15条第1項の表(8)は指示申請の手続きは不要です。

貯蔵場所の位置図(最寄りの駅、バス停から記載)

貯蔵場所付近の見取図

省令第16条(火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準)に掲げる事項の適合状況

その他、技術上の基準を満たしていることを示す書類

(例:日本産業規格K4832(2018)の基準に適合していると記載されたカタログ等)

貯蔵火薬類の詳細がわかる書類(貯蔵火薬量計算表・カタログ等)

管理責任者を明記した書類

保管庫の詳細(構造図・カタログ等)

承諾書又は契約書等(他者の土地・建物に庫外貯蔵場所を設けるなど、承諾書等がないと庫外貯蔵場所を設置できない場合、その写しを添付する。)

火薬庫設置許可書の写し(表(2)~(4)の場合のみ)

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書の写しを含む。

完成検査証の写し（表(2)～(4)の場合のみ）

最新の保安検査証の写し（表(2)～(4)の場合のみ）

申請にあたっての注意事項

- ・原則として申請の前に産業保安課と事前協議を行ってください。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・新規に設置する場合、申請書の提出後、指示書交付前に産業保安課職員による現地確認を行います。
ただし、申請の内容等に応じて、現地確認を指示書交付後に行う場合や、省略する場合があります。
- ・指示を受けた後、原則として1年に1回以上産業保安課又は所在地を管轄する地域振興事務所職員による立入検査を行います。
- ・以前に指示を受けた既存の庫外貯蔵場所を廃止し、別の場所に新たに庫外貯蔵場所を設ける場合で、かつ、以下の全ての条件に該当する場合は、貯蔵火薬類の詳細が分かる書類、管理責任者を明記した書類、保管庫の詳細、承諾書又は契約書等の全部又は一部を省略することができます。
火薬量及び火薬類の種類に変更が無いこと。
貯蔵する区分（(イ)(ロ)(ハ)等）に変更が無いこと。
- ・火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書の記載事項に変更があった場合は、記載事項変更報告書を提出してください。（10(12)参照）

(8) 火薬庫外火薬類貯蔵場所の廃止

火薬類取締法第11条第1項のただし書きにより火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けた者が、その貯蔵場所を廃止する時は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

必要書類

火薬庫外火薬類貯蔵場所廃止届

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書を含む。

火薬庫外火薬類貯蔵場所内の火薬類を処分したことがわかる書類

(完了した譲渡許可証の表、裏の写し又は、販売報告台帳最終頁の写しと火薬庫外火薬類貯蔵場所出納台帳の最終頁の写し等)

申請にあたっての注意事項

- ・廃止届を提出するにあたり、庫外貯蔵場所内の火薬類を事前に処分し、庫外貯蔵場所内を空の状態にしてください。
- ・申請書は正副2部提出してください。

(9) 火薬庫所有等の義務に係るやむを得ない場合の許可（法第13条ただし書き）

火薬類の製造業者又は販売業者は、もっぱら自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなければなりません。ただし、法第13条ただし書きのとおり、土地の事情等のためやむを得ない場合において都道府県知事の許可を受けたときは、この限りではありません。

法第13条ただし書きに該当する場合

- (ア) 火薬類の販売業者が火薬庫を共有している場合（販売の許可を受けた者が、同じく販売の許可を受けている者の所有又は占有する火薬庫を共同使用しようとする場合）
- (イ) 販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を、販売業者の指示により当該販売業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であって、特定の火薬類を特定の納入先へ販売するとき
- (ウ) 競技用紙雷管、建設用びょう打銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する業者であって、省令第15条の規定に基づき定められた庫外貯蔵量以下で販売業を行う場合（この場合、瑕疵等により返品された火薬類を貯蔵する余裕があること。）

必要書類

- ・ (ア)の場合
 - 火薬庫共同使用許可申請書
 - 火薬庫の使用権原が分かる書類（契約書、承諾書等）
 - 火薬庫の設置許可証の写し
 - 直近の保安検査証の写し
 - 火薬庫の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）
- ・ (イ)の場合
 - 火薬庫所有又は占有義務免除申請書
 - 販売所の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）
 - 販売所付近の状況図
 - 販売業者が販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての承諾書
 - 販売業者が納入した火薬類が瑕疵等により返品された場合の一時的な貯蔵場所として納入先の火薬庫を使用することについての承諾書
 - 納入先の火薬庫の設置許可書の写し及び直近の保安検査証の写し
- ・ (ウ)の場合
 - 火薬庫所有又は占有義務免除申請書
 - 販売所の位置図（最寄りの駅、バス停から記載）
 - 販売所付近の状況図
 - 販売所内の平面図（保管庫（貯蔵庫）の位置図）
 - 保管するロッカー、金庫等の仕様書
 - 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行える理由書
（該当する場合のみ）所有している火薬庫外火薬類貯蔵場所に係る都道府県知事の指示書、構造図及び構造説明書

申請にあたっての注意事項

- ・ 申請書は正副2部提出してください。
- ・ (ア)の場合)火薬類の販売の許可を受ける場合は、火薬庫を所有又は占有しなければなりません。共同使用許可のみをもって販売の許可を受けることはできません。

- ・(アの場合)申請書の記載事項に変更があった場合、火薬庫共同使用許可申請書の記載事項変更報告書を提出してください。(10(13)参照)
- ・(イの場合)販売営業の許可申請(3(2)参照)保安教育計画の認可申請(9(3)参照)を併せて行ってください。
- ・(イの場合)販売営業の許可申請に添付する事業計画書に、販売営業を行う火薬類の種類別に納入先の名称及び住所を明記してください。
- ・(ウの場合)販売営業の許可申請(3(3)参照)保安教育計画の認可申請(9(3)参照)を併せて行ってください。
- ・(ウの場合)販売営業の許可申請に添付する事業計画書に、販売営業を行う火薬類の種類を明記してください。

標準処理期間

10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)

(10) 火薬庫共同使用許可の廃止

火薬庫の共同使用許可を廃止するときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければなりません。

必要書類

火薬庫共同使用廃止届

火薬庫共同使用許可証

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書を含む。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・廃止届を提出する前に、共同使用部分に係る火薬庫内の火薬類を処分してください。

(11) 火薬庫の休止

火薬庫の所有者又は占有者が、やむを得ない事情により火薬庫を休止する場合は、事前に県への届出を行ってください。

必要書類

火薬庫休止届

火薬庫の設置許可証の写し

記載事項変更報告等を提出している場合は、その受理通知書の写しを含む。

直近の保安検査証の写し

休止中の火薬類の保管場所を示す書類

火薬庫保管台帳の最終ページの写し（残火薬がないこと）

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・販売事業者が所有又は占有する火薬庫を休止すると、法第13条の規定に適合しない場合がありますので、共同使用又は別途所有・占有する火薬庫を準備する必要があります。
- ・使用の再開にあたっては「使用開始届」を提出してください。
- ・保安検査の受検後1年以上経過した火薬庫の使用再開にあたっては、事前に県による保安検査を受検する必要があります。

5 火薬類の譲渡・譲受

(1) 譲渡の許可（法第17条第1項）

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、省令で定めるとことにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、法第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

譲り渡し、譲り受け許可の例外（法第17条第1項）

- ・製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
- ・販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をすることの許可を受けた者若しくは同法第14条の2第8項に規定する都道府県等であって装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ・鉱業法により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ・法第24条第1項の許可（火薬類の輸入許可）を受けて火薬類を譲り受けるとき。
- ・法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

必要書類

火薬類譲渡許可申請書

譲渡する火薬類に関する説明書（火薬類の種類や薬量等が分かるもの）

譲受者に係る譲受許可証、販売許可証等の写し

譲渡者に係る製造許可証、販売許可証又は銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による銃砲の所持許可証の写し（法第50条の2第2項に該当する場合）

申請手数料 千葉県収入証紙1,200円

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・譲渡許可証の有効期間は1年以内となります。
- ・以下に示す火薬類の譲渡許可申請については「猟銃用火薬類等の特則（法第50条の2）」(P44)を参照ください。
 - 実包又は無煙火薬
 - 空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

標準処理期間

7日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

(2) 譲受の許可（法第17条第1項）

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、省令で定めるとことにより、許可を受けなければなりません。ただし、法第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

譲り渡し、譲り受け許可の例外（法第17条第1項）

- ・製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受け、又はその製造した火薬類を譲り渡すとき。
- ・販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受け、又はその譲り受けた火薬類を譲り渡すとき。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。）をすることの許可を受けた者若しくは同法第14条の2第8項に規定する都道府県等であって装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ・鉱業法により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
- ・法第24条第1項の許可（火薬類の輸入許可）を受けて火薬類を譲り受けるとき。
- ・法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

必要書類

火薬類譲受許可申請書

譲受する火薬類に関する説明書（火薬類の種類や薬量等が分かるもの。）

譲渡者に係る許可証の写し（販売許可証等）

譲受者に係る製造許可証、販売許可証又は銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による銃砲の所持許可証の写し（法第50条の2第2項に該当する場合）

貯蔵又は保管場所に関する事項の説明書

消費に関する事項の説明書

申請手数料

(1) 火工品のみ 千葉県収入証紙 2,400 円

(2)(1) 以外の場合で、火薬・爆薬の薬量が 25kg 以下の場合 千葉県収入証紙 3,500 円

(3)(1) 以外の場合で、火薬・爆薬の薬量が 25kg 超の場合 千葉県収入証紙 6,900 円

<注意>

火工品と火薬・爆薬を同時に譲り受ける場合は、火薬・爆薬（火工品に含まれる火薬・爆薬を除く。）の薬量により、(2) 又は (3) となります。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・譲受許可証の有効期間は1年以内となります。
- ・建設用びょう打ち銃用空包で省令第49条に規定される無許可消費数量に該当する者が、譲受許可申請をする場合には、次のとおりとなります。
 - (ア) 同一の消費地において一日につき消費見込量が200個以下（ただし、その原料となる火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては400個以下）
 - (イ) 申請数量が3,000個以下（ただし、1年以内に保安講習を受講した者については10,000個以下）
 - (ウ) 譲受及び消費期間が1年以内
 - (エ) 消費の目的及び方法がほぼ同一と認められる
- ・以下に示す火薬類の譲受許可申請については「猟銃用火薬類等の特則（法第50条の2）」(P44)を参照ください。
 - 実包又は無煙火薬
 - 空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

標準処理期間

7日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

(3) 譲受の許可申請の特則（省令第90条の2）

譲受及び消費の許可をする都道府県知事が同一である場合において、消費の許可とあわせて譲受の許可を受けようとする者は、一つの申請として提出することができます。

必要書類

火薬類譲受・消費許可申請書

譲受・消費する火薬類に関する説明書（火薬類の種類や薬量等が分かるもの）

譲渡者に係る許可証の写し（販売許可証等）

譲受・消費者に係る製造許可証、販売許可証又は銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による銃砲の所持許可証の写し（法第50条の2第2項に該当する場合）

消費計画書（省令48条、細則（県条例）で規定（空包を消費する場合を除く））

消費場所従事者名簿（建びょう等の場合、銃砲所持許可書の写しや、取扱従事者手帳の写しを添付）

消費場所位置図（案内図）

消費場所見取図（消費地域、火薬類取扱所、火薬庫、危険予防のための標識、見張り人、民家等の保安物件等の位置を記載）

消費場所附近を出来るだけ詳細に記入し、消費の地域は赤線で囲み、次のものの所在を記入して下さい（相互間の距離も記入）

ア 火薬類取扱所 イ 庫外貯蔵場所 ウ 火薬庫

エ 危険予防の標識 オ 見張り人の位置 カ 民家等の保安物件

火薬類取扱所構造図（取扱所の構造の正面図、側面図を（20分の1縮尺）で記入し、建物の仕様を記入する）

発破計画書

消費の技術上の基準の遵守方法に関する書類

消費場所土地権利者の承諾書の写し（必要な場合）

消費が付近に影響を及ぼす恐れがある場合はその承諾書

保安責任者の選任届に関する書類（必要な場合）

火薬類の貯蔵場所に関する書類（火薬庫設置許可書、庫外貯蔵場所指示申請書など、必要な場合）

他人の火薬庫に火薬類を保管する場合はその承諾書

その他必要な書類

申請手数料

(1) 火工品のみ 千葉県収入証紙 2,400 円

(2)(1) 以外の場合で、火薬・爆薬の薬量が 25kg 以下の場合 千葉県収入証紙 3,500 円

(3)(1) 以外の場合で、火薬・爆薬の薬量が 25kg 超の場合 千葉県収入証紙 6,900 円

<注意>

火工品と火薬・爆薬を同時に譲り受ける場合は、火薬・爆薬（火工品に含まれる火薬・爆薬を除く。）の薬量により、(2) 又は (3) となります。

申請にあたっての注意事項

- ・原則として申請の前に各申請先と事前協議を行ってください。
- ・消費する火薬類の種類や消費内容により、不要（追加）となる書類もあります。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・申請書の「譲受期間」は、火薬類の消費する期間と同じであるか、産業火薬の場合は火薬類の貯蔵

する場所により下記のとおりとします。

- (ア) 火薬庫を所有又は占有するもの 1年以内
- (イ) 貯蔵場所を所有又は占有するもの 6ヶ月以内
- (ウ) 他人所有の火薬庫等に保管を依頼するもの 3ヶ月以内

・建設用びょう打ち銃用空包で省令第49条に規定される無許可消費数量に該当する者が、譲受許可申請をする場合には、次のとおりとなります。なお、このときは前項(5(2))に基づく譲受の許可申請を行ってください。

- (ア) 同一の消費地において一日につき消費見込量が200個以下(ただし、その原料となる火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては400個以下)

- (イ) 申請数量が3,000個以下(ただし、1年以内に保安講習を受講した者については10,000個以下)

- (ウ) 譲受及び消費期間が1年以内

- (エ) 消費の目的及び方法がほぼ同一と認められる

・以下に示す火薬類の譲受・消費許可申請については「猟銃用火薬類等の特則(法第50条の2)」(P44)を参照ください。

- 実包又は無煙火薬

- 空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

標準処理期間

7日間(土曜日、日曜日、祝日等を含む)

(4) 譲渡・譲受許可証の書き換え（法第17条第7項）

譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項に変更を生じたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書換えを受けなければなりません。

必要書類

火薬類譲渡・譲受許可証書換申請書

譲渡・譲受許可証

変更があったことがわかる書類

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(5) 譲渡・譲受許可証の再交付（法第17条第8項）

譲渡許可証又は譲受許可証を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければなりません。

必要書類

火薬類譲渡・譲受許可証再交付申請書
（汚損であるとき）譲渡・譲受許可証

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

標準処理期間

7日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

(6) 譲渡・譲受許可証の返納（法第17条第9項）

譲渡許可証又は譲受許可証の交付を受けた者は、政令第2条各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、当該譲渡許可証又は譲受許可証を交付を受けた都道府県知事に返納しなければなりません。

返納の事由（政令第2条）

- ・許可が取り消されたとき
- ・譲渡若しくは譲受を終了し、又は譲渡若しくは譲受をしないこととなったとき
- ・譲渡許可証又は譲受許可証の有効期間が満了したとき
- ・譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けた場合において、喪失し、又は盗取された譲渡許可証又は譲受許可証を発見し、または回復したとき

必要書類

火薬類譲渡・譲受許可証返納届
譲渡・譲受許可証

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(7) 譲渡・譲受許可証継続交付

省令第38条第1項の譲渡許可証の譲受人記載欄又は譲受許可証の譲渡人記載欄に余白がなくなったときは、届け出ることによって許可証の継続交付を受けることができます。

必要書類

譲渡（受）許可証継続交付届

譲渡・譲受許可証

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(8) 猟銃用火薬類等の特則（法第50条の2）

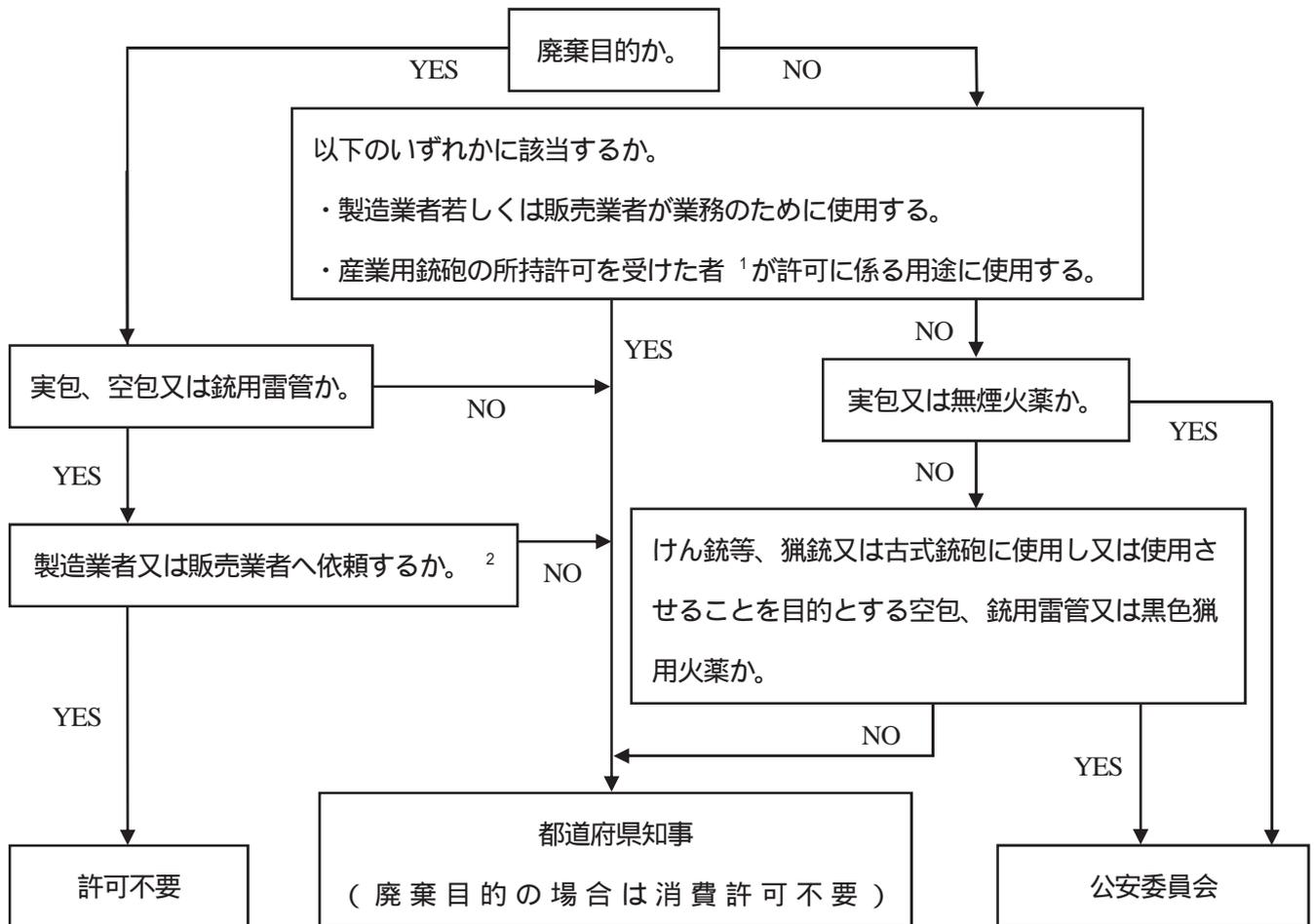
猟銃用火薬類等の特則（法第50条の2）より、以下のいずれかに該当する火薬類の譲渡・譲受・消費は都道府県公安委員会の許可が必要となります。

- ・実包又は無煙火薬（用途は問わない。）
- ・けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用し又は使用させることを目的とする空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、都道府県知事の許可が必要となります。

- ・製造業者若しくは販売業者が業務のために使用する場合
- ・産業用銃砲の所持許可を受けた者¹が許可に係る用途に使用する場合
- ・廃棄に使用する場合

『実包、無煙火薬、空包、銃用雷管及び黒色猟用火薬に係る譲渡・譲受・消費許可の申請先』



1 人命救助、動物麻酔、と殺又は漁業、建設業その他の産業の用途に供するため、それぞれ、救命索発射銃、救命用信号銃、麻酔銃、と殺銃又は捕鯨砲、もり銃、捕鯨用標識銃、建設用びょう打銃、建設用綱索発射銃、鉦さい破碎銃を所持しようとする者（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号）

2 実包、空包及び銃用雷管の廃棄を販売業者又は製造業者に依頼し、契約書等により所有権の移転を伴わないことが明らかな場合は、譲受・譲渡の許可は不要となります。（「不用実包等の取扱いに係る火薬類取締法の規定の解釈等について」（経済産業省通達19保安第28号））なお、廃棄依頼できる製造業者若しくは販売業者については、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会（日火連）へ問合せください。

6 火薬類の輸入（法第24条第1項）

火薬類を輸入しようとする者は、陸揚地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。輸入許可に係る手続きについては、別に定める「火薬類輸入許可申請の手引」のとおりとなります。

許可申請書の記載事項変更届出書に関する内容も「火薬類輸入許可申請の手引」に記載のとおりです。

標準処理期間

7日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

7 火薬類の消費

火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者（火薬類を廃棄するため爆発させ、又は燃焼させようとする者を除く。）は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

ただし、理化学上の実験、鳥獣の捕獲若しくは駆除、射的練習、信号、観賞その他省令で定めるものに供するため省令で定める数量以下の火薬類を消費する場合、法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する場合及び非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費する場合は、この限りではありません。

(1) 煙火の消費許可（法第25条第1項）

煙火の消費許可に係る手続きについては、別に定める「煙火消費許可申請の手引」のとおりとなります。

標準処理期間

10日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

公安委員会と協議するものは28日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

(2) 火薬類の消費許可（法第25条第1項）（煙火を除く）

無許可消費数量（省令第49条）

- ・ 理化学上の実験の用に供するために消費する場合には、一回につき火薬 5kg 以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬 2.5kg 以下、工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管若しくは導火管付き雷管 100 個以下又は導爆線若しくは導火管 200m 以下
- ・ 射的練習の用に供するために当該練習者が、消費する場合には、一日につき実包又は空包 400 個以下
- ・ 信号又は観賞の用に供するために煙火を消費する場合、映画若しくは放送番組の製作等の場合は、別に定める「煙火消費許可申請の手引」を参照
- ・ 防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するために発煙筒を消費する場合には、無制限
- ・ 消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場合には、無制限
- ・ 動物の駆逐の用に供するために消費する場合には、一日につき空包 100 個以下又は原料をなす火薬又は爆薬 10g 以下の煙火 200 個以下
- ・ 動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であって、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するものを動物の駆逐を目的とする調査のために消費する場合（当該発信器の原料をなす火薬が 30mg 以下で、かつ、爆薬が 30mg 以下である場合又は火薬が 60mg 以下である場合に限る。）には、無制限
- ・ 動物の捕獲の用に供するために薬液注入用薬包を消費する場合には、無制限
- ・ 建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために消費する場合には、同一の消費地において一日につき建設用びょう打ち銃用空包 200 個（その原料をなす火薬又は爆薬 0.4g 以下のものにあつては、400 個）以下、コンクリート破砕器 150 個以下、工業銃用実包 100 個以下、爆発びょう 500 個以下、爆発せん孔器 50 個以下又は鉋さい破砕器 20 個以下
- ・ 医療の用に供するために爆薬 11mg 以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具を消費する場合には、無制限

必要書類

火薬類消費許可申請書

消費する火薬類に関する説明書（火薬類の種類や薬量等が分かるもの。）

消費計画書（省令48条、細則（県条例）で規定（空包を消費する場合を除く））

消費場所従事者名簿（建びょう等の場合、銃砲所持許可書の写しや、取扱従事者手帳の写しを添付）

消費場所位置図（案内図）

消費場所見取図（消費地域、火薬類取扱所、火薬庫、危険予防のための標識、見張り人、民家等の保安物件等の位置を記載）

消費場所附近を出来るだけ詳細に記入し、消費の地域は赤線で囲み、次のものの所在を記入して下さい（相互間の距離も記入）

ア 火薬類取扱所 イ 庫外貯蔵場所 ウ 火薬庫

エ 危険予防の標識 オ 見張り人の位置 カ 民家等の保安物件

火薬類取扱所構造図（取扱所の構造の正面図、側面図を（20分の1縮尺）で記入し、建物の仕様を記入する）

発破計画書

消費の技術上の基準の遵守方法に関する書類

消費場所土地権利者の承諾書の写し（必要な場合）

消費が付近に影響を及ぼす恐れがある場合はその承諾書

保安責任者の選任届に関する書類（必要な場合）

火薬類の貯蔵場所に関する書類(火薬庫設置許可書、庫外貯蔵場所指示申請書など、必要な場合)
他人の火薬庫に火薬類を保管する場合はその承諾書
その他必要な書類
消費者に係る製造許可証、販売許可証又は銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第2号の規定による銃砲の所持許可証の写し(法第50条の2第2項に該当する場合)

申請にあたっての注意事項

- ・原則として申請の前に各申請先と事前協議を行ってください。
- ・消費する火薬類の種類や消費内容により、不要(追加)となる書類もあります。
- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・以下に示す火薬類の消費許可申請については「猟銃用火薬類等の特則(法第50条の2)」(P44)を参照ください。
 - 実包又は無煙火薬
 - 空包、銃用雷管又は黒色猟用火薬

標準処理期間

- 10日間(土曜日、日曜日、祝日等を含む)
- 公安委員会と協議するものは28日間(土曜日、日曜日、祝日等を含む)

8 火薬類の廃棄（法第27条第1項）

火薬類を廃棄しようとする者は、省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければなりません。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りではありません。

必要書類

火薬類廃棄許可申請書

廃棄に従事する者の名簿

廃棄計画書（廃棄の具体的な方法や危険予防の方法を記入）

廃棄場所の位置図（案内図）

廃棄場所の見取図（付近の保安物件等の所在を記入）

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・申請書の「火薬の種類数量」は具体的に「6号雷管100個」というように記入してください。
- ・申請書の「方法」は、焼却処理等と記入し、別添の廃棄計画書に具体的な内容を記述してください。（省令第67条を遵守すること）
- ・申請書の「日時」は、特別の事情のない限り10日以内としてください。
- ・申請書の「廃棄を指揮する者」は、できる限り取扱保安責任者免状を有する者から選んでください。
- ・申請書の「危険予防の方法」は、省令第50条に定める消費の基準を準用してください。

標準処理期間

7日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

9 保安関係

(1) 危害予防規程の認可・変更認可（法第28条第1項）

火薬類の製造業者は、災害の発生を防止するため、保安の確保のための組織及び方法その他省令で定める事項について記載した危害予防規程を定め、省令で定めるところにより、認可を受けなければなりません。また、これを変更するとき（法第10条第1項ただし書きの軽微な変更の工事に伴い必要となる場合を除く。）も同様となります。

必要書類

危害予防規程（変更）認可申請書

危害予防規程

（変更認可の場合）変更の概要を記載した書面

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

標準処理期間

20日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(2) 軽微な変更の工事に伴う危害予防規程の変更（法第28条第2項）

火薬類の製造業者は、法第10条第1項ただし書きの軽微な変更の工事に伴い危害予防規程を変更するときは、届出をしなければなりません。

必要書類

危害予防規程変更届

危害予防規程

変更の概要を記載した書面

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(3) 保安教育計画の認可・変更認可（法第29条第1項）

火薬類の製造業者又は販売業者は、省令で定めるところにより、その従業者に対する保安教育計画を定め、認可を受けなければなりません。また、これを変更しようとするときも同様となります。

必要書類

保安教育計画認可申請書

保安教育計画

（変更認可の場合）変更の概要を記載した書面

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

標準処理期間

20日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(4) 保安責任者等の選任・解任（法第30条、法第33条）

火薬類の製造業者は、省令で定めるところにより、火薬類製造保安責任者免状を有する者のうちから、火薬類製造保安責任者及び火薬類製造副保安責任者又は火薬類製造保安責任者のみを選任し、その職務を行わせなければなりません。また、火薬庫の所有者若しくは占有者又は省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、省令で定めるところにより、火薬類取扱保安責任者免状を有する者のうちから、火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱副保安責任者又は取扱保安責任者のみを選任し、その職務を行わせなければなりません。また、これらの者は、省令で定めるところにより、その代理者を選任し、保安責任者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければなりません。

火薬類の製造業者、火薬庫の所有者若しくは占有者又は省令で定める数量以上の火薬類を消費する者が保安責任者又はその代理者を選任したときは、その旨を届け出なければなりません。これを解任したときも同様となります。

必要書類

火薬類製造・取扱保安責任者（代理者）選任・解任届

火薬類製造・取扱保安責任者免状の写し

選任された者の履歴書（市販の履歴書で可）

火薬類保安手帳（黒手帳）の原本

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・火薬類保安手帳に選任日、選任区分（正副代理、消費貯蔵）確認印（千葉県産業保安課）事業所名を記入するので、必ず原本を持参してください。解任の場合も同様となります。

(5) 保安責任者免状の交付（法第31条第3項）

丙種火薬類製造保安責任者免状、甲種火薬類取扱保安責任者免状及び乙種火薬類取扱保安責任者免状は、都道府県知事の行う試験に合格した者に対し交付されます。

必要書類

火薬類製造（取扱）保安責任者免状交付申請書

試験結果通知書の原本

（出願時と現在の住所が異なっている場合）住民票の写し

（出願時と現在の氏名が異なっている場合）氏名変更の履歴が確認できる書類

申請手数料 千葉県収入証紙 2,400 円

申請にあたっての注意事項

- ・氏名に旧字体を使用している場合は、申請書も旧字体で記載してください。

標準処理期間

10日間（土曜日、日曜日、祝日等を含む）

(6) 保安責任者免状の再交付（法第31条第7項）

火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、省令で定めるところにより、その事由を付して交付を受けた都道府県知事にその再交付を文書で申請しなければなりません。

必要書類

火薬類製造（取扱）保安責任者免状再交付申請書

火薬類保安手帳の写し（手帳所持者であって火薬類取扱保安責任者免状の再交付を受けようとする者のみ）

注）手帳の記載事項全ての写しを添付してください。

（免状交付時と現住所が異なる場合）住民票の写し（6ヶ月以内に発行されたもの）

（免状の交付時と現在の氏名が異なっている場合）氏名の変更履歴が確認できる書類1通（戸籍抄本等、6ヶ月以内に発行されたもの）

申請手数料 千葉県収入証紙 2,400 円

申請にあたっての注意事項

- ・氏名に旧字体を使用している場合は、申請書も旧字体で記載してください。

標準処理期間

10日間（土曜日、日曜日、祝日等を含まない）

(7) 保安責任者免状の書き換え（法第31条第7項）

火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく交付を受けた都道府県知事に届け出て、その書き換えを受けなければなりません。

必要書類

火薬類製造（取扱）保安責任者免状書換申請書

書換えをする火薬類製造（又は取扱）保安責任者免状

変更履歴が確認できる書類（戸籍抄本等、6ヶ月以内に発行されたもの）

（免状交付時と現住所が異なる場合）住民票の写し（6ヶ月以内に発行されたもの）

申請にあたっての注意事項

- ・氏名に旧字体を使用している場合は、申請書も旧字体で記載してください。

標準処理期間

10日間（土曜日、日曜日、祝日等を含まない）

(8) 保安検査（法第35条）

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であって省令で定めるもの（特定施設）又は火薬庫並びにこれらの施設における保安の確保のための組織及び方法について、省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければなりません。

必要書類

保安検査申請書

申請手数料 製造施設：千葉県収入証紙 41,000 円

火薬庫：千葉県収入証紙 41,000 円

申請にあたっての注意事項

- ・省令第44条の2第3項の規定により、保安検査を受けようとする者は、完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日までに、保安検査申請書を提出しなければなりません。
- ・使用を休止した特定施設又は火薬庫であって県に届け出ているものについて、再び使用しようとする場合、使用しようとする日の30日前までに保安検査申請書を提出しなければなりません。
- ・申請書は正副2部提出してください。

標準処理期間

10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）

(9) 定期自主検査計画の届出・変更届出（法第35条の2第2項）

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、製造施設であって省令で定めるもの又は火薬庫について、省令で定めるところにより、定期に、保安のための自主検査を行わなければなりません。該当する者は、省令で定めるところにより、自主検査についての計画を定めて届け出なければなりません。これを変更したときも同様となります。

必要書類

定期自主検査計画（変更）届

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(10) 定期自主検査終了報告書（法第35条の2第3項）

火薬類の製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、法第35条の2第1項の自主検査が終了したときは、遅滞なく報告しなければなりません。

必要書類

定期自主検査報告書

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(11) 安定度試験（法第36条）

火薬類を輸入した者又はその製造後省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、省令で定める方法により、その火薬類につき安定度試験を実施し、かつ、その結果を都道府県知事に報告しなければなりません。

安定度試験を実施すべき火薬類の期間（省令第57条）

- ・硝酸エステル及びこれを含有する火薬又は爆薬にあつては、製造後1年
 - ・硝酸エステルを含有しない爆薬にあつては、製造後3年
- （製造年月日の不明なものは、上記上段が製造後2年以上、下段が製造後3年以上経過したものとみなします。）

必要書類

安定度試験報告書

試験方法及び成績の詳細を記載した書類

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・安定度試験の実施方法は、省令第58条に規定されるとおりとなります。

(12) 帳簿（法第41条）

火薬類の製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者及び法第30条第2項の消費者は、帳簿を備え、火薬類の製造、販売、出納又は消費について省令で定める事項を記載しなければなりません。また、帳簿は省令で定めるところにより、保存しなければなりません。

製造業者の帳簿

(ア) 記載すべき事項

- ・各製造工程毎に各工室、各火薬類一時置場を通じて取り扱った火薬類又はその原料若しくは半製品の種類、数量及び存置した量（毎日記載）
 - ・法第17条第1項ただし書きの規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬の種類及び数量、譲受又は譲渡の年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名及び法第17条第1項の該当事項
 - ・火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合にあっては、当該火薬類一時置場に設置した温湿度記録計の記録
- (煙火等の製造所の製造工程とは、原則として各工室ごとと解し、存置量については各工室毎の存置量とし、取り扱った火薬類の種類又はその原料若しくは半製品の種類及び数量については煙火等の原料用火薬又は爆薬の製造工程とこれらを加工して製品とするまでの製造工程の二つの製造工程に分けて記載する。)

(イ) 帳簿の保存期間

- ・記載の日から2年間

販売業者の帳簿

(ア) 記載すべき事項

- ・取引した火薬類の種類及び数量
 - ・取引の年月日及び譲受人又は譲渡人の住所、氏名、法第17条第1項の該当事項
- (法第17条第1項の該当事項とは、譲受の許可を受けた者、又は許可を要しないで譲り受けすることができる相手方の資格等を記載する。)

(イ) 帳簿の保存期間

- ・記載の日から2年間

火薬庫の所有者又は占有者の帳簿

(ア) 記載すべき事項

- ・火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量
- ・出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名

(イ) 帳簿の保存期間

- ・記載の日から2年間

法第30条第2項の消費者の帳簿

(ア) 記載すべき事項

- ・消費した火薬類の種類及び数量
- ・消費の年月日及び場所

(イ) 帳簿の保存期間

- ・記載の日から1年間

(13) 報告の徴収（法第42条） 立入検査等（法第43条）

県は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認められるときは、火薬類の製造業者、販売業者、火薬庫の所有者若しくは占有者、又は第30条第2項の消費者に対し、事業又は火薬類の貯蔵若しくは消費に関し、報告を求めることができます。

また、県は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保管場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができます。

立入検査の対象及び頻度

- ・火薬類製造事業者（煙火製造事業者に限る） 年1回
- ・火薬類販売事業者（競技用紙雷管のみの販売事業者を除く。） 年2回
- ・火薬庫の所有（占有）者 年2回
- ・火薬庫外貯蔵場所の所有・占有者（競技用紙雷管のみの火薬庫外貯蔵場所の所有・占有者を除く。）
年1回
- ・煙火消費場所のうち、次に掲げる場所 随時
 - イ 公安委員会協議に係る花火大会
 - ロ 過去5年間に事故を起こした花火大会
 - ハ その他立入検査実施機関が必要と認めた花火大会
- ・火薬類の消費場所（煙火の消費場所については除く） 年2回
- ・競技用紙雷管のみの販売事業者及び競技用紙雷管のみの火薬庫外貯蔵場所の所有者 2年に1回

立入検査の通知等

対象となる者に対しては、事前に県から日程等を記載した通知を行います。立入検査当日は、責任者又は有資格者の同席をお願いいたします。原則として立入検査には産業保安課又は地域振興事務所職員の他、警察の担当者が同行します。

なお、火薬類に係る事故が発生したとき等、事前の連絡や無通告による立入検査を行う場合もあります。

10 報告等

(1) 火薬類製造報告書（規則第81条の14第1号）

火薬類の製造業者は、毎年度、毎日製造した火薬類の種類ごとの数量を毎年度集計した報告書を、年度終了後30日以内に提出しなければなりません。

必要書類

火薬類製造報告書

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(2) 火薬類製造営業許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第2号）

火薬類の製造業者は、火薬類製造営業許可申請書の記載事項、事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款の写しについて変更があったとき、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬類製造営業許可申請書等の記載事項変更報告書

製造許可証の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（履歴事項全部証明書、配置図、写真等）

その他、必要に応じて許可申請に準じた書類

（代表者変更の場合の例）

履歴事項全部証明書

代表者の身分証明書（市町村長発行のもの）

代表者の履歴書

誓約書

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(3) 火薬類販売報告書（規則第81条の14第4号）

火薬類の販売業者は、毎年度、取引した火薬類の種類及び数量、取引の年月日並びに譲受人又は譲渡人の住所、氏名及び法第17条第1項の該当事項について毎年度集計した報告書（競技用紙雷管又は法第17条第1項ただし書きの規定の適用を受けて譲り受け、又は譲り渡した無添加可塑性爆薬に係るものを除く。）を、年度終了後30日以内に提出しなければなりません。

必要書類

火薬類販売報告書

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・競技用紙雷管のみの販売を行っている販売店は提出不要です。

(4) 火薬類販売営業許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第5号）

火薬類の販売業者は、火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があったとき、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬類販売営業許可申請書等の記載事項変更報告書

販売許可証の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（履歴事項全部証明書、配置図、写真等）

その他、必要に応じて許可申請に準じた書類

（代表者変更の場合の例）

履歴事項全部証明書

代表者の身分証明書（市町村長発行のもの）

代表者の履歴書

誓約書

同一敷地内で店舗を建て直す場合の必要書類は、以下の書類

販売所の案内図（最寄りの駅、バス停から記載する。）

販売所付近の状況図

販売所内の平面図（保管庫（貯蔵庫）の位置図）

店舗建て替え工事計画書

- ・現在の店舗の解体時期
- ・新店舗着工から完成予定日
- ・現在所有している火薬類の取扱い予定

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(5) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第7号）

火薬庫の設置許可を受けた者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったとき、変更があった旨を記載した届出書を、事前に又はその事実を知った場合においては遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

貯蔵火薬類等変更届

火薬庫設置許可証の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離等の書類）

変更前後が分かるようにすること。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・貯蔵火薬類の種類又はその最大貯蔵量、火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況又は保安距離が変更となる場合の手続きとなります。
- ・省令第19条、第20条、第23条等の規定を満たしていることを示してください。
- ・火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数に変更があった場合は、新たな許可が必要です。

(6) 火薬庫出納報告書（規則第 8 1 条の 1 4 第 8 号）

火薬庫の所有者又は占有者は、毎年度、火薬庫ごとの出納した火薬類の種類及び数量、出納の年月日並びに相手方の住所氏名について毎年度集計した報告書を、年度終了後 3 0 日以内に提出しなければなりません。

必要書類

火薬庫出納報告書

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副 2 部提出してください。

(7) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第9号）

火薬庫の所有者又は占有者は、火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）について変更があったとき、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬庫設置等許可申請書等の記載事項変更報告書

火薬庫設置許可証の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（履歴事項全部証明書等の変更を証する書面の写し（代表者変更の場合）、配置図、写真等）

変更前後がわかるようにすること。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。
- ・貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量に変更があった場合は、(5)の届出が必要となります。

(8) 火薬類消費許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第11号）

火薬類の消費許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があったとき、変更があった旨を記載した届出書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬類消費許可申請書等の記載事項変更届出書

火薬類消費許可証の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（履歴事項全部証明書等の変更を証する書面の写し（代表者変更の場合）、配置図、写真等）

変更前後がわかるようにすること。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(9) 火薬類消費報告書（規則第81条の14第12号）

省令で定める数量以上の火薬類を消費する者は、毎年度、消費した火薬類の種類及び数量並びに消費の年月日及び場所について毎年度集計した報告書（無添加可塑性爆薬に係るものを除く。）を、年度終了後30日以内に提出しなければなりません。

必要書類

火薬類消費報告書

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(10) 火薬類廃棄許可申請書の記載事項変更等（規則第81条の14第14号）

火薬類の廃棄許可を受けた者は、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。）に変更があったとき、変更があった旨を記載した届出書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬類廃棄許可申請書の記載事項変更報告書

火薬類廃棄許可証の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（履歴事項全部証明書等の変更を証する書面の写し（代表者変更の場合）、配置図、写真等）

変更前後がわかるようにすること。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(11) 相続、法人の合併など（規則第81条の14第15号）

相続又は遺贈により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持する場合、又は法人の合併又は分割により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を所持する場合、その火薬類の所有権を取得した者は、所有権を取得したとき、火薬類の所有権を取得した旨を記載した届出書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬類所有権取得届

相続、遺贈又は法人の合併の事実を証する書面

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(12) 火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書等の記載事項変更等

火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けた者が、申請書等の記載事項に変更があったとき、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書等の記載事項変更報告書

火薬庫外火薬類貯蔵場所指示書の写し(記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む)
変更があったことがわかる書類(履歴事項全部証明書等の変更を証する書面の写し(代表者変更の場合)、配置図、写真等)

変更前後がわかるようにすること。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(13) 火薬庫共同使用許可申請書の記載事項変更等

火薬庫共同使用の許可を受けた者が、申請書の記載事項に変更があったとき、変更があった旨を記載した報告書を、遅滞なく提出しなければなりません。

必要書類

火薬庫共同使用許可申請書の記載事項変更報告書

火薬庫共同使用許可書の写し（記載事項変更等をしている場合、その受理通知書を含む）

変更があったことがわかる書類（履歴事項全部証明書等の変更を証する書面の写し（代表者変更の場合）、配置図、写真等）

変更前後がわかるようにすること。

申請にあたっての注意事項

- ・申請書は正副2部提出してください。

(14) 事故届等（法第46条）

火薬類の製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者は、その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したとき、若しくはその所有し、又は占有する火薬類、譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書を喪失し、又は盗取されたとき、遅滞なくその旨を届け出なければなりません。

火薬類に係る事故が発生した場合、事故を覚知した者は直ちに電話により県へ通報するとともに、速やかに事故報告を提出してください。

電話での連絡先

別に定める「火薬類関係事業所等に係る災害発生時の通報系統等」も参考としてください。

- ・ 平日昼間：043 - 223 - 2722
- ・ 休日夜間：090 - 3207 - 9251

発生の日時、発生した場所、災害等の概要（被害状況を含む）、発生原因又はその推定、電話連絡者の氏名・所属・電話番号を伝えてください。

詳細が不明であっても、その時点で分かる範囲で第1報として通報してください。

状況によっては県職員による現地調査を行います。

事故報告の提出

- ・ 事故発生の日から20日以内に県へ事故報告を提出してください。

事故の詳細が判明するまでに時間がかかる場合は、第1報として事故報告を提出してください。

事故の詳細が確定した段階で確報の提出となりますが、中間報告が必要となる場合は第2報、第3報として提出してください。

- ・ 事故報告及びその添付資料は、火薬類事故措置マニュアルの様式を用い、必要に応じて図面等の資料を添付してください。

事故報告提出にあたっての注意事項

- ・ 事故報告は正副2部提出してください。
- ・ 事故の概要は国による事故速報や報告書等に掲載されますので、特に確報の段階では誤りのないように注意して記入してください。

(15) 適用除外（法第51条）

下表左欄に掲げる品目等は、右欄に掲げる規定は適用されません。

品目等	適用除外条項
導火線及び電気導火線	第19条（運搬） 第20条（運搬証明書） 第25条（消費） 第26条（消費の技術上の基準） 第36条（安定度試験） 第45条の2（車両の停止、検査等）
信号焰管及び信号火せん	第17条（譲渡又は譲受の許可） 第19条（運搬） 第20条（運搬証明書） 第21条（所持者の範囲） 第22条（残火薬類の措置） 第25条（消費） 第26条（消費の技術上の基準） 第27条（廃棄） 第27条の2（廃棄の技術上の基準） 第36条（安定度試験） 第45条の2（車両の停止、検査等）
煙火	第17条（譲渡又は譲受の許可） 第20条第2項 ¹ （運搬証明書） 第21条（所持者の範囲） 第22条（残火薬類の措置） 第27条（廃棄） 第27条の2（廃棄の技術上の基準） 第36条（安定度試験） 第45条の2 ¹ （車両の停止、検査等）
がん具煙火	「煙火」に規定するもの全て 第5条（販売営業の許可） 第18条（行商及び屋外販売の禁止） 第25条（消費） 第26条（消費の技術上の基準）
各規定ごとに省令で定める数量以下のがん具煙火 省令第91条 一 法第3条および第4条の規定については、一日につき2kg以下の硝酸塩を主とする火薬（塩素酸塩または赤燐を含有しないものに限る。）を使用して第1条の5第1号イ(2)、(3)または(6)に掲げるがん具煙火を製造する者 二 法第11条第2項および第3項、第38条ならびに第46条第1項第2号の規定については、原料をなす火薬または爆薬の数量が25kg以下のがん具煙火（第1条の5第1号へ(2)に掲げるものを除く。）または原料をなす爆薬の数量が5kg以下の第1条の5第1号へ(2)に掲げるがん具煙火の数量 三 法第13条の規定については、一日につき25kg以下の火薬または5kg以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者 四 法第29条の規定については、一日につき5kg以下の火薬または1kg以下の爆薬を使用してがん具煙火を製造する製造業者 五 法第30条第2項の規定については、一箇月につき原料をなす火薬または爆薬の数量が10t以下のがん具煙火のみを貯蔵する火薬庫の所有者または占有者 六 法第35条および第35条の2の規定については、第4号の製造業者の製造施設	「煙火」に規定するもの全て 「がん具煙火」に規定するもの全て 第3条（製造の許可） 第4条（製造の禁止） 第11条第2項・第3項（貯蔵） 第13条（火薬庫の所有又は占有） 第29条（保安教育） 第30条第1項・第2項（保安責任者及び副保安責任者） 第35条（保安検査） 第35条の2（定期自主検査） 第38条（火薬類の混包等の禁止） 第41条（帳簿） 第46条第1項第2号（事故届等）
鉱山保安法第2条の鉱山	第19条（運搬） 第20条（運搬証明書） 第25条第1項（消費） 第26条（消費の技術上の基準） 第29条（保安教育） 第41条（帳簿） 第42条（報告の徴収） 第30条第2項 ² （保安責任者及び副保安責任者） 第43条第1項 ² （立入検査等） 第45条第2号・第3号 ³ （緊急措置等） 第47条 ³ （現状変更の禁止）

2 火薬類の消費に係るものに限る
 3 火薬類の運搬又は消費に関する災害の防止に係るものに限る